



鳥取県公報

平成 29 年 3 月 17 日 (金)
第 8 8 8 3 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	土地改良区の役員の就退任 (172) (東部農林事務所) 2
	公共測量の実施 (173) (県土総務課) 2
	急傾斜地崩壊危険区域の指定 (2 件) (174・175) (治山砂防課) 3
	鳥取県立大山駐車場の利用料金 (176) (西部総合事務所地域振興局) 4
	指定代理納付者の指定 (2 件) (177・178) (会計指導課) 4
◇ 教委告示	定例教育委員会の招集 (7) (教育総務課) 5

告 示

鳥取県告示第172号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり 邑美土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成29年 3 月 17 日

鳥取県東部農林事務所長 村 尾 和 博

退任した役員の氏名及び住所

理 事	谷 口 正 博	鳥取市久末218
〃	村 上 到	鳥取市東大路123
〃	神 戸 一 郎	鳥取市久末30－1
〃	田 中 一 郎	鳥取市西大路128
〃	石 谷 幸四郎	鳥取市東大路66
〃	徳 尾 一 郎	鳥取市中大路125
〃	堀 内 泰 章	鳥取市中大路128
〃	山 田 政 秋	鳥取市美和137
〃	岸 本 昌 久	鳥取市美和128
〃	雨 河 吉 孝	鳥取市古郡家175
〃	山 根 章 二	鳥取市古郡家140－2
〃	山 根 昌 博	鳥取市久末227
〃	下 田 龍太郎	鳥取市西大路137
監 事	雨 河 昇	鳥取市古郡家137
〃	堀 政 義	鳥取市中大路131

平成29年 1 月 30 日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事	神 戸 一 郎	鳥取市久末30－1
〃	山 根 昌 博	鳥取市久末227
〃	雨 河 吉 孝	鳥取市古郡家175
〃	田 中 一 郎	鳥取市西大路128
〃	石 谷 幸四郎	鳥取市東大路66
〃	徳 尾 一 郎	鳥取市中大路125
〃	堀 内 泰 章	鳥取市中大路128
〃	山 根 章 二	鳥取市古郡家140－2
〃	村 上 到	鳥取市東大路123
〃	田 中 幸 博	鳥取市美和93
〃	山 田 滋	鳥取市美和134
〃	山 根 敏 幸	鳥取市久末255
〃	中 島 健 一	鳥取市西大路127
監 事	雨 河 昇	鳥取市古郡家137
〃	堀 政 義	鳥取市中大路131

平成29年 1 月 31 日就任 任期 4 年

鳥取県告示第173号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、国土交通省中国地

方整備局鳥取河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成29年3月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（2級基準点測量）
- 2 作業期間 平成29年3月9日から同月31日まで
- 3 作業地域 鳥取市金沢

鳥取県告示第174号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県県土整備部治山砂防課及び鳥取県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年3月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 名称
有富地区急傾斜地崩壊危険区域
- 2 区域
次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱7号までを順次に直線で結んだ線及び標柱1号と標柱7号を結んだ直線に囲まれた区域

土 地	標 柱
鳥取市有富字土居440	1号
鳥取市有富字土居794	2号
鳥取市有富字土居792	3号及び4号
鳥取市有富字梅ヶ坪797	5号
鳥取市有富字前田920	6号
鳥取市有富字土居430	7号

鳥取県告示第175号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県県土整備部治山砂防課及び鳥取県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年3月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 名称
下土居地区急傾斜地崩壊危険区域
- 2 区域
次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱8号までを順次に直線で結んだ線及び標柱1号と標柱8号を結んだ直線に囲まれた区域

土 地	標 柱
鳥取市用瀬町赤波字家ノ谷564-3地先道路敷	1号
鳥取市用瀬町赤波字家ノ谷559-4	2号
鳥取市用瀬町赤波字家ノ谷奥1858-1	3号
鳥取市用瀬町赤波字下モ堂ノヒラ1863	4号及び6号
鳥取市用瀬町赤波字下モ堂ノヒラ1866	5号
鳥取市用瀬町赤波字下モ堂ノ上570	7号

鳥取市用瀬町赤波字前田543

8 号

鳥取県告示第176号

鳥取県立大山駐車場の設置及び管理に関する条例(平成17年鳥取県条例第69号)第11条第2項の規定に基づき、鳥取県立大山駐車場の利用料金を次のとおり承認したので、同条第3項の規定により告示し、平成29年4月1日から施行する。

平成21年鳥取県告示第212号(鳥取県立大山駐車場の利用料金について)は、平成29年3月31日限り廃止する。

平成29年3月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 利用料金

(1) 大山国立公園駐車場

ア 大山スキー場の営業を開始する日から翌年の大山スキー場の営業を終了する日までの期間

区 分		単 位	金 額
乗用車	午後2時までに入場の場合	1台1日につき	1,000円
	午後2時から午後5時までに入場の場合	1台1日につき	700円
	午後5時以降に入場の場合	1台1日につき	500円
大型バス		1台1日につき	2,400円
マイクロバス		1台1日につき	1,800円
二輪車		1台1日につき	100円

備考：2日以上継続して利用する場合は、2日目以降の入場時間は午前0時とみなす。

イ ア以外の期間

無料

(2) 大山屋内駐車場

区 分		単 位	金 額
乗用車(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び年末年始(以下「日曜日等」という。))	1日利用の場合	1台1日につき	1,500円
	2日以上継続して利用する場合	1日目	1,500円
		2日目以降	1,000円
乗用車(日曜日等以外の日)		1台1日につき	1,000円(2日目以降も同額)

備考：年末年始は、12月29日～1月3日までの期間とする。

(3) 大山隠岐国立公園上槇原駐車場

無料

2 承認年月日

平成29年3月10日

鳥取県告示第177号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2第6項前段の規定に基づき、指定代理納付者を次のとおり指定したので、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号)第25条の2の規定により告示する。

平成29年3月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定代理納付者の名称	指定代理納付者の主たる事務所の所在地	指定代理納付者に納付させる歳入	歳入を納付させる期間
------------	--------------------	-----------------	------------

株式会社イーコンテクト	東京都渋谷区恵比寿南三丁目 5-7	インターネットを利用して納付するふるさと納税	平成29年 3 月 6 日から同月31日まで
-------------	-------------------	------------------------	------------------------

鳥取県告示第178号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項前段の規定に基づき、指定代理納付者を次のとおり指定したので、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）第25条の2の規定により告示する。

平成29年 3 月 17 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定代理納付者の名称	指定代理納付者の主たる事務所の所在地	指定代理納付者に納付させる歳入	歳入を納付させる期間
ヤフー株式会社	東京都千代田区紀尾井町一丁目 3	インターネットを利用して納付する自動車税本税	平成29年 4 月 1 日から平成30年 3 月 31 日まで

教 育 委 員 会 告 示**鳥取県教育委員会告示第7号**

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成29年 3 月 17 日

鳥取県教育委員会委員長 中 島 諒 人

- 1 日時 平成29年 3 月 18 日（土）午前 9 時
- 2 場所 鳥取市尚徳町101 鳥取県立図書館大研修室
- 3 議題
 - (1) 教育委員会事務局局人事（課長級以上）について
 - (2) その他